

| | | |
|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 旧規則別表第三の上欄に掲げる二十八 先行技術調査(高分子) | 新規則別表第三の上欄に掲げる二十八 先行技術調査(高分子) | 施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第三の上欄に掲げる二十五 先行技術調査(搬送組立)又は二十九 先行技術調査(プラスチック工学) | 新規則別表第三の上欄に掲げる二十九 先行技術調査(繊維・積層体) | 施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録の有効期間の残存期間のうちいづれか長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第三の上欄に掲げる三十 先行技術調査(有機化合物) | 新規則別表第三の上欄に掲げる三十 先行技術調査(有機化合物) | 施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第三の上欄に掲げる三十一 先行技術調査(電子商取引) | 新規則別表第三の上欄に掲げる三十一 先行技術調査(電子商取引) | 施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第三の上欄に掲げる三十二 先行技術調査(インターネットフェイス) | 新規則別表第三の上欄に掲げる三十二 先行技術調査(インターネットフェイス) | 施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第三の上欄に掲げる三十三 先行技術調査(電子商取引) 先行技術調査(電話調査)(インターネットフェイス)又は三十三 先行技術調査(情報処理) | 新規則別表第三の上欄に掲げる三十三 先行技術調査(情報処理) | 施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第三の上欄に掲げる三十四 先行技術調査(自動制御)(伝送システム)又は三十六 先行技術調査(デジタル通信) | 新規則別表第三の上欄に掲げる三十四 先行技術調査(伝送システム) | 施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第三の上欄に掲げる三十五 先行技術調査(自動制御)(情報処理)又は三十五 先行技術調査(電話通信) | 新規則別表第三の上欄に掲げる三十五 先行技術調査(電カシステム) | 施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第三の上欄に掲げる三十六 先行技術調査(インターネットフェイス) | 新規則別表第三の上欄に掲げる三十六 先行技術調査(デジタル通信) | 施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第三の上欄に掲げる三十七 先行技術調査(映像機器)又は三十九 先行技術調査(情報記録) | 新規則別表第三の上欄に掲げる三十七 先行技術調査(映像システム) | 施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録の有効期間の残存期間のうちいづれか長い期間と同一の期間 |

| | | |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------|
| 旧規則別表第三の上欄に掲げる三十七 先行技術調査(映像機器)又は三十八 先行技術調査(画像処理) | 新規則別表第三の上欄に掲げる三十八 先行技術調査(画像処理) | 施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録の有効期間の残存期間のうちいづれか長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第三の上欄に掲げる三十九 先行技術調査(搬送組立)又は三十二 先行技術調査(インターネットフェイス) | 新規則別表第三の上欄に掲げる三十九 先行技術調査(電気気機器) | 施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録の有効期間の残存期間のうちいづれか長い期間と同一の期間 |

(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正)
(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成二十六年経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。
様式第二十一の備考20を次のように改める。
20 【技術の分野】の欄には、当該発明の属する技術の分野を以下の第1項から第39項までの中から選択し、項番号を記載する。なお、技術の分野が複数ある場合は、全て記載する。
第1項 (時計・計測一般、測長・測量、距離測定、流れ・力の測定、電気測定、物理的測定、光学的測定等)
第2項 (電子管、表示制御、半導体露光、光学的画像処理、原子力等)
第3項 (機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等)
第4項 (電子写真材料、フーキンダ、写真、フオートレジスト、光学要素、レンズ・光学系、カメラ、EL素子等)
第5項 (発光素子、受光素子、光制御、液晶等)
第6項 (電子写真(工程・制御)、印刷、インクジェットプリンター、プリンター一般等)
第7項 (農機、栽培、木材、土木施工、土木構造物等)
第8項 (Vチンコ、スロットマシン、ゲーム、運動・遊具、事務用品等)
第9項 (建築構造、建築物等の仕上げ、建具、住宅機器等)
第10項 (制御・警報、電動車両の制御、交通システム、電動機・発電機、電動機・発電機制御等)
第11項 (燃料供給装置、内燃機関制御、排気処理、エンジン部品、タービン、車両統合制御、流体機械、流体制御等)
第12項 (車体構造、二輪車、船舶、車両基盤、操向・安全、レスキュー、ハイブリッド電気車両等)
第13項 (軸受、変速機制御、伝動機構、制動、防振等)
第14項 (研削加工、工作機械一般、溶接、ロボテイクス、制御・組立等)
第15項 (運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ等)
第16項 (紙送り、被服・繊維機械、包装応用、容器一般等)
第17項 (生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チェック装置等)
第18項 (給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等)
第19項 (医薬注入、物理療法、手術、補綴等)